

海岸保全基本計画の変更（素案）への県民意見を募集します

県では、海岸法に基づき、海岸の現況と保全の方向性、海岸保全施設の整備方針などについて定めた海岸保全基本計画を、「相模灘沿岸」と「東京湾沿岸[神奈川県区間]」について、それぞれ平成16年に策定しています。

その後、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を契機に、国から、海岸保全施設の計画高さの考え方が、新たに示されたことなどから、平成27年3月に両計画を変更しています。

今回、平成26年12月に改正された海岸法施行令と平成27年2月に変更された国の海岸保全基本方針を踏まえ、海岸保全施設の適切な維持管理を推進するため、それぞれの海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を追加することとし、変更（素案）を作成しました。

両計画の変更（素案）について、以下のとおり、県民の皆様からのご意見を募集するものです。

1 意見募集期間

平成28年1月18日（月曜日）から平成28年2月16日（火曜日）まで

2 意見提出方法

- ・フォームメールで ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0719/>
- ・郵送で 〒231-8588 神奈川県 流域海岸企画課 河川なぎさグループ 宛
(住所の記載は不要です。)
(意見募集期間最終日の消印があるものを有効とします。)
- ・ファクシミリで 045-210-8897

3 変更（素案）の公表方法

- ・県のホームページへの掲載
相模灘沿岸海岸保全基本計画：<http://www.pref.kanagawa.jp/pub/p990796.html>
東京湾沿岸海岸保全基本計画[神奈川県区間]：<http://www.pref.kanagawa.jp/pub/p990663.html>
- ・県政情報センター、各地域県政総合センターなどでの縦覧
(変更（素案）及び縦覧場所の詳細は、上記ホームページをご参照ください。)

4 ご意見に対して

いただいたご意見に対しては、考え方を整理したうえで、県のホームページのほか、公表時の縦覧場所で公表します。

問い合わせ先

神奈川県県土整備局河川下水道部流域海岸企画課		
流域海岸企画課長	横溝	電話 045-210-6470
河川なぎさグループ	加倉井	電話 045-210-6479